

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要							
	契約期間		契約年月日	契約金額			契約相手方	選定理由	根拠規定				
1	こども家庭支援課	令和8年度 長こ家第3号	長浜市支援対象児童等見守り強化事業委託（居場所型）		長浜市内（北部地域）	支援が必要な児童又は養育に心配がありながら自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭等の児童に対し、居場所の提供を行い、食事の提供、生活習慣の習得、学習習慣の定着等の支援事業を実施し、見守り体制の強化並びに虐待の早期発見及び防止を図る。							
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで		令和8年4月1日	55,000円（税込）/1回			長浜市湖北町速水2745番地 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	支援対象児童等見守り強化事業（居場所型）の長浜市北部地域での実施について、事業実施に必要な設備・人員を確保でき、適切に事業を行うことができる「社会福祉法人長浜市社会福祉協議会」を随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
2	こども家庭支援課	令和8年度 長こ家第4号	長浜市支援対象児童等見守り強化事業委託（居場所型）		長浜市内（南部地域）	支援が必要な児童又は養育に心配がありながら自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭等の児童に対し、居場所の提供を行い、食事の提供、生活習慣の習得、学習習慣の定着等の支援事業を実施し、見守り体制の強化並びに虐待の早期発見及び防止を図る。							
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで		令和8年4月1日	55,000円（税込）/1回			長浜市湖北町速水2745番地 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	支援対象児童等見守り強化事業（居場所型）の長浜市南部地域での実施について、事業実施に必要な設備・人員を確保でき、適切に事業を行うことができる「社会福祉法人長浜市社会福祉協議会」を随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
3	こども家庭支援課	令和8年度 長こ家第5号	長浜市支援対象児童等見守り強化事業委託（訪問型）		長浜市内	支援が必要な児童又は養育に心配がありながら自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭等の児童に対し、居宅を訪問するなどの状況把握を行い、食事の提供、生活習慣の習得、学習習慣の定着等の支援事業を実施し、見守り体制の強化並びに虐待の早期発見及び防止を図る。							
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで		令和8年4月1日	<table border="0"> <tr> <td>1 個別支援計画書策定</td> <td>9,000円（税抜）/1回</td> </tr> <tr> <td>2 訪問支援</td> <td>8,000円（税抜）/1回</td> </tr> <tr> <td>3 個別支援計画書評価</td> <td>7,000円（税抜）/1回</td> </tr> <tr> <td>4 諸経費</td> <td>100,000円（税抜）/一式</td> </tr> </table>			1 個別支援計画書策定	9,000円（税抜）/1回	2 訪問支援	8,000円（税抜）/1回	3 個別支援計画書評価	7,000円（税抜）/1回	4 諸経費
1 個別支援計画書策定	9,000円（税抜）/1回												
2 訪問支援	8,000円（税抜）/1回												
3 個別支援計画書評価	7,000円（税抜）/1回												
4 諸経費	100,000円（税抜）/一式												